

## 手当 児童扶養手当の一部が改正されます

これまで、公的年金(※)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方はその差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償 など

### 【新たに手当を受け取れる場合】

・お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合

・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

【参考：児童扶養手当の月額 26年4月～】

・子ども1人の場合

全部支給：41,020円

一部支給：41,010円～9,680円

(所得に応じて決定されます)

・子ども2人以上の加算額

2人目：5,000円

3人目以降1人につき：3,000円

※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、お問い合わせください。

### 【手当を受給するための手続き】

保健福祉部社会福祉課への申請手続きが必要です。

### 【支給開始日】

手当は申請の翌月分から支給開始されます。ただし、これまで公的年金を受給していたことで児童扶養手当を受給できなかった方のうち、26年12月1日に支給要件を満たしている方が、27年3月までに申請した場合は、26年12月分の手当から受給できます。

※26年12月～27年3月分の手当は、27年4月に支払われます。

☎保健福祉部 社会福祉課

☎81-2273



## 統計 平成26年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は26年12月31日です。調査票へのご回答をお願いします。

☎総務部 総務課 ☎81-2111

## 交通 年末年始の交通事故防止 県民総ぐるみ運動

年末年始は忘年会や新年会など、飲酒の機会が増える時期です。運転者自身の飲酒運転はもちろんのこと、運転者に飲酒を勧めることも絶対やめましょう。

### ●期間

12月10日～27年1月7日

### ●運動のローガン

「知らせよう 早めのライト あなたから」

### ●運動の基本

「高齢者の交通事故防止」

### ●運動の重点

①夕暮れ時と夜間の交通事故防止

②飲酒運転や速度超過など悪質・危険な運転の根絶

③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

☎市民部 生活環境課 ☎81-2272

## ごみ ごみ出しはルールを 守りましょう

最近、『地区外の方がごみを出している』『指定日以外にごみが出されている』といった、ごみ収集所についての苦情が増えています。ごみ収集所は地区の皆さんで管理していますので、出し方が悪いとたくさんの方が迷惑します。皆さんが気持ちよく使用できるよう、自分の地区の収集所を再度確認し、ルールをきちんと守りごみを出しましょう。

なお、ごみ袋は風などで飛ばされる場合がありますので、中身が出ないように、きちんと結んでから出しましょう。

☎市民部 生活環境課 ☎81-2272

## 病院 小野町地方総合病院 27年3月1日開院

建設中の新病院が開院し、3月3日(火)から外来診療を開始します。

### 【新病院の概要】

#### ●住所

小野町大字小野新町字榎木内6番地2

#### ●構造

鉄骨造、地上4階建て

#### ●診療科

内科、外科、婦人科、整形外科、リウマチ科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、麻酔科

#### ●病床数

119床

☎公立小野町地方総合病院 総務課

☎72-3181



## 申請 学校給食用物資納入 参加資格申請

学校給食センター給食用物資を納入する場合は、申請による納入業者としての登録が必要です。

### ●資格審査基準

①市内に商店などを有する。(ただし、特殊製造加工食品の場合は除く)

②納入物資は良質、廉価、規格など学校給食の趣旨を理解し、誠実な納入ができる。

③物資の取り扱いには衛生面に留意し、製造加工業者は製品置場、冷蔵設備など衛生上必要な施設を完備し、保健所の食品衛生監視員による検査の採点結果が80点以上である。

④物資の納入は、衛生的で温度管理などの適切な輸送施設を有し、指示通りの期日、時刻、場所に所定量を必ず納入できること。

⑤確実な資本金で経営され、取引先が確実である。

⑥2年以上同種の経営を継続している。

⑦仲介業者でない。

⑧納税義務が遂行されている。

### ●必要書類

①申請書②食品衛生監視票の写し③所轄保健所の営業許可証の写し④営業所・製造所および倉庫の所在地の見取図⑤主な販売先調書⑥直近の納税証明書⑦その他必要と認める書類

### ●申請方法

12月24日(水)までに、教育部学校教育課または学校給食センターに備え付けの申請書に必要書類を添えて提出してください。

●学校給食用物資納入業者登録期間(今回の登録による有効期間)

27年4月1日～29年3月31日

### ☎・甲

教育部 学校教育課 ☎68-3112

学校給食センター ☎67-1123



## 除雪 除雪作業にご協力をお願いします

冬期間中、市道の積雪が約15cm以上に達した場合、主要道路の除雪作業を行います。

冬期間中は路面が凍結しますので、走行には十分注意してください。

### ●除雪のための注意点

①除雪作業の支障や事故発生の原因につながる路上駐車は行わない。

②道路敷地内に材木や物を置かない。

③道路に雪を掃き出さない。

### ●その他

主要道路以外は、地域の皆さんで協力し除雪をお願いします。

☎建設部 建設課 ☎81-2513

各行政局 産業建設課

## 募集 復興支援員の募集

東日本大震災の甚大な被害で、被災地域の住民が長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされています。復興のためには、地域に根ざしたコミュニティ再構築に向けて人材面の支援が必要です。被災者の見守りやケア、地域おこし活動などを行う復興支援員を市内外から募集します。

### ●募集人数

若干名

### ●採用予定日

27年1月中旬予定

### ●募集対象

①20歳以上で、心身とも健康な方。

②普通自動車運転免許を持つ方。

③基本的なパソコンの操作ができる方。

④地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方。

⑤住民とともにコミュニティ再構築に取り組み、地域を元気にする意欲のある方。

### ●報酬

月額15万円程度

### ●面接日時・会場

申し込み受け付け時にお知らせします。

### ●申込期間

12月19日(金)

### ●申込方法

指定の応募用紙を記入の上、総務部企画課へお申し込みください。応募用紙は、企画課および各行政局市民課に備えています。なお、市ホームページからもダウンロードできます。

☎・申 総務部 企画課 ☎81-2135

<http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/5/>



## 募集 地域福祉計画策定委員会 委員一般公募

田村市地域福祉計画を策定するため、地域福祉に関心があり、積極的に計画策定に参加していただける市民の方を公募します。

### ●募集人数

2人程度

### ●募集対象

市内にお住まいの20歳以上で地域福祉に関心がある方。

### ●申込期間

12月1日(月)～15日(月)

### ●申込方法

指定の応募用紙を記入の上、保健福祉部社会福祉課へお申し込みください。応募用紙は、社会福祉課に備えています。

### ☎・申

保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

## 募集 市営住宅入居者募集

### 広瀬団地(滝根)

●部屋番号 16号室(3階)

●建築年 昭和54年

●構造 中層耐火3階

●間取り 3DK ●駐車場 無

●家賃 11,100円～

### 岩井沢団地(都路)

●部屋番号 5・6・8号室(2階)

●建築年 昭和58年

●構造 中層耐火3階

●間取り 3K ●駐車場 有

●家賃 13,200円～

### 古道団地(都路)

●部屋番号 10号室(3階)

●建築年 昭和59年

●構造 中層耐火3階

●間取り 3K ●駐車場 有

●家賃 13,600円～

### 坂ノ下1団地(常葉)

●部屋番号 1号室(1階)

●建築年 昭和55年

●構造 中層耐火4階

●間取り 3DK ●駐車場 有

●家賃 12,700円～

### 東部団地3号棟(船引)

●部屋番号 9号室(2階)

●建築年 平成4年

●構造 中層耐火3階

●間取り 3DK ●駐車場 有

●家賃 18,100円～

※家賃は所得に応じて金額が変わります。

### 【入居者資格】

①現在、同居または同居しようとする親族があること②世帯の収入が基準額を超えないこと③現在、住宅に困窮していること④市税を滞納していないこと⑤暴力団員でないこと

### ●申込方法

12月15日(月)までに、建設部都市計画課または各行政局産業建設課に備え付けの申込書に必要書類を添えてお申し込みください。

※申込者多数の場合は、抽選になります。

### ☎・申

滝根行政局 産業建設課 ☎78-1205

都路行政局 産業建設課 ☎75-3551

常葉行政局 産業建設課 ☎77-2356

建設部 都市計画課 ☎82-1114

### ☎・申

建設部 都市計画課 ☎82-1114



## 田村市の人口

平成26年10月1日現在

総人口 **37,833**人

世帯数 **11,823**世帯

この数値は、平成22年国勢調査の確報値を基に毎月の自然動態・社会動態を加減したものです。

## 主な問い合わせ先

●田村市役所  
〒963-4393  
田村市船引町船引字馬場川原20番地  
☎81-2111(代表) FAX81-2522

●滝根行政局  
〒963-3692  
田村市滝根町神保字関場118番地  
☎78-2111(代表) FAX78-3710

●大越行政局  
〒963-4192  
田村市大越町上大越字水神宮62番地1  
☎79-2111(代表) FAX79-2953

●都路行政局  
〒963-4701  
田村市都路町古道字本町33番地4  
☎75-2111(代表) FAX75-2844

●常葉行政局  
〒963-4692  
田村市常葉町常葉字町裏1番地  
☎77-2111(代表) FAX77-2115

●滝根公民館…☎78-2001

FAX78-2159

●大越公民館…☎79-2161

FAX79-2162

●都路公民館…☎75-2063

FAX75-2210

●常葉公民館…☎77-2013

FAX77-2056

●船引公民館…☎82-1133

FAX82-5530

## 税金 個人事業税(第1期分)の納期

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。26年度の第1期分の納期限は27年1月5日(月)です。県中地方振興局県税部から送付される納税通知書で納期限までに、最寄りの金融機関で納めてください。

預金口座から振替納税をする方法もありますので、ご利用ください。新たに口座振替を申し込まれた場合は、第2期分(3月31日納期限)からの取り扱いとなります。

☎県中地方振興局 県税部 課税第一課 ☎024-935-1251